

令和6年第7回八頭町議会定例会発議提案理由

◎発議第10号

八頭町議会会議規則の一部を改正する議会規則について

この会議規則の一部改正は、
議長が招集し協議又は調整を行うための場として、新たに、第126条関係別表に定める委員会を設置するため

以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。

◎発議第11号

八頭町議会基本条例の一部改正について

- この議会基本条例の一部改正は、
- ①町民議会への参加に必要な事項を定めるため
 - ②議会の機能強化に必要な事項を定めるため

以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。

◎発議第12号

八頭町議会委員会条例の一部改正について

- この議会委員会条例の一部改正は、
- ①常任委員会の名称、委員会定数及びその所管について必要な事項を定めるため

- ②議会運営委員会の設置について必要な事項を定めるため

以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。